

第60回 長崎県個人情報保護審査会次第

日 時：平成25年12月25日（水）13：30～

場 所：出島交流会館11階 産業振興多目的ホール

1 開 会

2 長崎県県民センター長あいさつ

3 議 題

（1）会長互選

（2）会長職務代理及び議事録署名人の指名

（3）住民基本台帳ネットワークの本人確認情報を
利用するために条例に定める事項について

4 閉 会

第60回長崎県個人情報保護審査会 出席者名簿

日時 : 平成25年12月25日(水) 13時30分～15時30分

場所 : 出島交流会館11階 産業振興多目的ホール

1 長崎県個人情報保護審査会委員 ※五十音順

氏名	役職
阿部 律子	長崎県立大学経済学部教授
長尾 久美子	長崎女子短期大学生活科学科教授
中村 尚志	弁護士
堀江 憲二	弁護士

2 長崎県

氏名	役職
園田 秀昭	総務部県民センター長
渡辺 修一	同 課長補佐
鹿屋 登	同 主任主事
浦上 達也	企画振興部地域振興課総括課長補佐
飛永 琢也	同 行政班係長
戎谷 勉	同 行政班主任主事
迫頭 一弘	警察本部交通部交通指導課駐車対策室室長
古川 健二	同 駐車対策室係長

長崎県個人情報保護審査会規則

平成13年10月19日
長崎県規則第68号

- 改正 平成17年3月29日 規則第30号
改正 平成20年3月31日 規則第18号の2
改正 平成22年3月31日 規則第14号の3
改正 平成23年3月31日 規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第59条の規定に基づき、長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務部県民センターにおいて処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

長崎県個人情報保護審査会委員名簿

◎ 委員〔任期 平成 25 年 10 月 31 日～平成 27 年 10 月 30 日〕

氏 名	役 職	備 考
あ べ りつこ 阿部 律子	長崎県立大学経済学部教授	
おおうち かずなお 大内 和直	長崎大学経済学部教授	
ながお くみこ 長尾 久美子	長崎女子短期大学生生活科学科教授	
なかむら なおし 中村 尚志	弁護士	
ほりえ けんじ 堀江 憲二	弁護士	

※ 五十音順